

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	都市建設部 (財政援助団体等：一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)
監査の種類	平成 26 年度 財政援助団体等監査 (平成 27 年 2 月 13 日付け 26 監第 38 号報告)

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>(1) 会計帳簿の補助簿としての特定資産台帳及び指定正味財産台帳が整備されていなかった。</p> <p>※ 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程第 9 条第 1 項の規定において、会計帳簿として主要簿及び補助簿を整備することとされているが、補助簿のうち特定資産台帳及び指定正味財産台帳が整備されていなかった。</p> <p>(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)</p>	<p>指摘のありました、補助簿としての特定資産台帳及び指定正味財産台帳について、整備いたしました。</p>
<p>(3) 公園施設使用料に係る徴収事務について、払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 公園施設使用料の徴収及び収納に係る事務は、地方自治法施行令第158条第 1 項の規定に基づき、市から一般財団法人いわき市公園緑地観光公社に委託されており、収入事務受託者である当該公社が徴収した使用料については、市財務規則第54条第 5 項の規定により読み替えて準用される同規則第49条の 3 第 1 項の規定に基づき、遅くとも徴収日の翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、1 週間のうち 2 回程度にまとめて払い込まれていた。</p> <p>また、この払込みの手続については、当該読み替えて準用される同規則第 49 条の</p>	<p>公園施設使用料に係る徴収事務につきましては、平成 27 年 2 月分より、徴収後、直ちに払い込みを行うことで改善をいたしました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p data-bbox="236 264 790 398">3第1項の規定に基づく「会計管理者が別に定める場合」の特例も定められていなかった。</p> <p data-bbox="215 409 769 492">(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社、公園緑地課)</p>	

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	商工観光部 (財政援助団体等：一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)
監査の種類	平成26年度 財政援助団体等監査 (平成27年2月13日付け26監第38号報告)

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>(2) いわき市勿来関文学歴史館に係る観覧料の徴収事務について、払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 平成25年7月5日(金)に徴収した観覧料については、いわき市勿来関文学歴史館観覧料徴収及び収納事務委託契約書第5条第2項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月8日(月)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月9日(火)に払い込まれていた。(類例あり)</p> <p>(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)</p>	<p>いわき市勿来関文学歴史館に係る観覧料の徴収事務については、いわき市勿来関文学歴史館観覧料徴収及び収納事務委託契約書第5条第2項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日までには払い込みを行うよう、指定管理者である一般財団法人いわき市公園緑地観光公社へ対し改めて指導を行い、再発防止の徹底を図ることといたしました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局 (財政援助団体等：一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)
監査の種類	平成26年度 財政援助団体等監査 (平成27年2月13日付け26監第38号報告)

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>(4) 体育施設の使用について、使用後に使用許可を行い、前納されるべき使用料が使用後に納入されている例が認められた。</p> <p>※ 市民プールの使用については、市体育施設条例第5条の規定に基づき、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないにもかかわらず、平成25年8月1日から同月8日までの期間内の日を使用する内容の使用許可申請に対し、使用後である同月9日に許可がなされていた。</p> <p>また、同月30日の使用に係る使用許可申請においても同様の例が認められ、これに伴い、同条例第7条第2項の規定により前納することとされている使用料が使用後に納入されていた。</p> <p>(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)</p>	<p>上荒川公園内体育施設においては、数日間にあたる大会等の開催の際には、使用後に、確定した施設及び有料付属設備等の使用時間を精算したり、屋外施設使用の場合は、悪天候による使用中止等で返金手続き等が発生しないように、利用者の利便性を考慮して、使用後の許可及び使用料の納付を行っていました。</p> <p>今後は、いわき市体育施設条例に即し、使用前の許可及び使用料の前納を適切に行うこととし、使用料納付方法の是正について、利用者に文書で周知しました。</p>